

岩手県告示第315号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次の種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があった。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

証明書番号	家畜の種類	品 種	毛 色	名 前	等 級	飼養者	
						住 所	氏名又は名称
11500619778	肉用牛	日本短角種	赤	忠高	2級	滝沢市鶴飼向新田7番地76	新岩手農業協同組合
11519169714	肉用牛	日本短角種	赤	良民	2級	滝沢市鶴飼向新田7番地76	新岩手農業協同組合